

2020年4月23日

教職員各位

多様なメディアを利用して行う授業の円滑な実施に向けた指針について（第2報）

中央大学

本学では、オンライン授業の実施に向けて、本年4月10日付けで「多様なメディアを利用して行う授業の円滑な実施に向けた指針について」（以下、「指針」という。）を発出し、多様なメディアを利用して行う授業の円滑な実施に向けた指針、注意点、及び制度上の位置づけ等についてと、2018年著作権法改正法未施行段階版の「オンライン授業実施に際してのコンテンツに関する法的注意事項」をお示ししたところです。

今般、指針における「遠隔授業の制度上の位置づけ」（大学設置基準32条5項との関係）に関連する事項について、新型コロナウイルス感染症に係る最新の動向をふまえた文部科学省からの見解が示されたことから、その見解についてお知らせすると共に、これに関連するお願いを申し上げます。

また、2020年4月28日の2018年著作権法改正法施行に対応した「オンライン授業実施に際してのコンテンツに関する法的注意事項」が出来ましたので、あわせてお知らせいたします。

1. 「多様なメディアを利用して行う授業の円滑な実施に向けた指針」における「遠隔授業の制度上の位置づけ」について（大学設置基準32条5項との関係）

指針においては、新型コロナウイルス感染症蔓延の事態が長期にわたり改善されない場合には、個別の面接授業回数が極端に少なくなることから、当該授業科目は通期では「遠隔授業」の扱いとなり、現行制度上は、卒業に必要な単位の算入において、学則に定める例外の60単位の範囲でしか認められなくなる旨を指摘し、文部科学省との協議の上、同省からの公式見解を待つ旨をお知らせしておりました。

この点に関して、文部科学省高等教育局大学振興課より4月21日付けにて[「学事日程等の取り扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&Aの送付について（4月21日時点）」](#)という文書が発せられ、そのなかで、「遠隔授業の制度上の位置づけ」（大学設置基準第32条5項との関係）について、概略、以下のような内容が公にされました。

『新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、面接授業の実施を予定していた授業科目に係る授業の全部又は一部を面接授業により予定通り実施することが困難と認められる場合には、特例的な措置として、面接授業に相当する教育効果を有すると大学において認められるものについては、大学設置基準第25条第1項で規定する授業の方法を弾力的に取り

扱い、自宅における遠隔授業や授業中に課すものに相当する課題研究等（以下「面接授業以外の授業」という。）を行うことができる。その際、この特例的な措置において面接授業以外の授業として認められる遠隔授業は、同条第2項の規定による遠隔授業ではなく、大学設置基準第32条第5項の60単位の上限に算入する必要はない。

なお、上記特例的な措置の面接授業以外の授業の成績評価を行う場合であっても、当該授業の実施状況及び成果を確認した結果、当該授業科目の到達目標を十分に達成できていることに加え、面接授業に相当する教育効果が認められる必要があり、その観点から、以下の（1）から（3）までについて留意する必要がある。

- （1）授業担当教員の各授業ごとの指導計画（シラバス等）の下に実施されていること
- （2）授業担当教員が、オンライン上での出席管理や、確認的な課題の提出などにより、当該授業の実施状況を十分に把握していること
- （3）大学として、どの授業科目が遠隔授業で実施されているかなど、個々の授業の実施状況について把握していること』

この文書では、特例措置として、通期の面接授業を予定していた授業科目の「全部又は一部」が、「面接授業以外の授業」として実施でき、通期の面接授業として一般的な卒業要件に加えることができることが示されています。但し、この特例的な措置において「面接授業以外の授業」（新しい概念です）として認められる遠隔授業には、文部科学省が定めるいわゆる「メディア授業告示」に準拠した高度なメディア授業とまでいえなくても、一定の要件を満たすことが必要とされ、留意事項が示されていますので、注意が必要です。

本学では、「オンライン授業」と称する4種類の授業を採用することにより、本学の特別措置期間以降の授業期間に臨むこととしており、今後の事態の推移に伴う多様な場面に備えて、オンライン授業を踏まえて行うべき厳格な成績評価による単位認定と卒業認定が可能となるよう、学則改正その他の条件整備に努めて参ります。

教員の皆様には、上記（1）から（3）の3点のうち、（1）と（2）について、特に留意して授業を実施いただくほか、後に（3）に関して個別授業の実施状況をお尋ねすることがありますので、授業の実施状況を記録しておいていただきますよう、お願い申し上げます。

2. 2020年4月28日の2018年著作権法改正法施行に対応した「オンライン授業実施に際してのコンテンツに関する法的注意事項」について

指針においてお示ししておりました「オンライン授業実施に際してのコンテンツに関する法的注意事項」について、2018年著作権法改正法施行に対応したガイドラインを、以下にお示いたしますので、授業コンテンツ作成の際にご活用ください。

なお、この通知をもって、4月10日付の「オンライン授業実施に際してのコンテンツに関する法的注意事項」（2018年著作権法改正法未施行段階版）は廃止いたします。

以上

2020年4月23日

オンライン授業実施に際してのコンテンツに関する法的注意事項
(2020年4月28日の2018年著作権法改正法施行対応)

中央大学

オンライン授業を行うに際しては、自らその内容（コンテンツ、著作物）を作成したり、他人の作成したコンテンツを利用したりすることになります。この文書は、その際において、法的に注意すべき点をまとめたものです。

なお、政府は、2018年の著作権法改正法（オンライン授業を行いやすくするための改正を含む。）の施行を当初予定の2021年から2020年4月28日に前倒しました。この注意事項の記述は、これに対応していますので、同日以降のオンライン授業にご利用ください。

1 オンライン授業全般に共通の事柄

1.1 著作権

(1) 現行著作権法は、著作物の著作者に、著作権と著作者人格権を認めています。その発生には、特段の手續等は必要なく、著作物を創作すれば、自動的にこれらの権利が生じます。したがって、通常の場合には、著作者と著作権者は一致しますが、著作権は譲渡可能であり、これが譲渡されている場合には、この両者は別となります。

なお、著作物には「本」や「CD」のように媒体に固定されているものはもちろん、講演や音楽の生演奏等の媒体に固定されていないものも含まれます。教員による講義も、立派な著作物といえます。また授業内で学生がプレゼンテーションを行った場合、そのプレゼンテーションは、教員による講義部分と独立して、その学生の著作物となります。

(2) 著作権とは、主として著作物を利用することに関する権利の束であり、複製、上演・演奏、上映、公衆送信、口述、展示、頒布、譲渡、貸与、翻訳・翻案などを行い、あるいは、他人が行うことを許諾する権利です。著作権者は、これにより経済的利益を得ることができます。

この権利が認められている他人の著作物を利用するためには、著作権者の許諾を得ることが原則です。ただし、著作権法が認める例外に該当する場合に限って、著作権者の許諾なしにこれを利用できます。

(3) 著作者人格権とは、公表権（未公表の著作物を公表する権利）、氏名表示権、同一性保持権（著作物の改変を受けない権利）など、著作者の人格的利益に結びつく権利であり、著作権が譲渡されている場合でも、著作者が維持し続けます。著作者人格権は、譲渡不能です。

引用に際して、勝手に表現の一部を書き改めたりすることは、この権利の侵害にあたります。

(4) 大学で授業を行うに際しては、他人の著作物を著作権者による個別の許諾なしに利用

することを認める例外制度が、何種類か認められます。特に、2020年4月28日からは、オンライン授業で他人の著作物を無許諾で利用できる範囲が拡大されています。

例外制度の詳細については、この留意事項の2にまとめてありますので、参照してください。

1.2 肖像権、プライバシー権及び個人情報

(1) 肖像権

オンライン授業においては、肖像権への配慮が必要です。双方向型の授業に学生の容貌が映ること自体には問題ありません（これは、通常の教室において教員と学生がお互いを認識できることと同様です）が、学生の容貌を録画することや、その録画を動画配信型授業等のコンテンツに再利用するには、学生の同意が必要です。そのようなことが想定される場合、予め学生の同意を得るか、学生の容貌が映り込まないようにする工夫が必要です。

(2) プライバシー権

「一般人の感受性を基準として当該私人の立場に立った場合、公開を欲しないであろうと認められる事柄」は、プライバシー権によって保護されます。このような事柄に係る情報については、学生の同意がなければ、オンライン授業で言及してはなりません。また、こうした情報が転々流通して、本人の予期しない不利益が生じる可能性がありますから、それに言及する特段の必要性がない限り、本人の同意があっても、これに言及すべきではありません。

(3) 要配慮個人情報

個人情報保護法は、「人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報」を要配慮個人情報として、その取得自体と第三者への提供に本人の同意を必須としています。具体的には、次の11種の個人情報です。(1)人種、(2)信条、(3)社会的身分、(4)病歴、(5)犯罪の経歴、(6)犯罪により害を被った事実等のほか、(7)身体障害、知的障害、精神障害等の障害があること、(8)健康診断その他の検査の結果、(9)保健指導、診療・調剤情報、(10)本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索等の刑事事件の経緯が行われたこと、(11)本人を非行少年又はその疑いがある者として、保護処分等の少年の保護事件に関する経緯が行われたこと。このような情報については、学生の同意がなければ、収集自体が許されず、当然にオンライン授業で言及してはなりません。また、こうした情報が転々流通して、本人の予期しない不利益が生じる可能性がありますから、それに言及する特段の必要性がない限り、本人の明示の同意があっても、これに言及すべきではありません。

(4) 個人情報（プライバシー情報及び要配慮個人情報を除く）

個人情報とは、特定の個人を識別できる情報をいいます。この個人情報の扱い方についての基本ルールは、その個人情報を用いる目的に照らして、必要な個人情報を必要な限りで収集し利用するということです。よって、プライバシー情報や要配慮個人情報と異なり、「個人情報はオンライン授業で扱うべきでない」という一律のルールや原則は存在しま

せん。

たとえば、双方向授業で演習を行う場合、学生をその氏名で特定して発言を求めることがあります。演習という双方向型授業においては、学生を特定して発言を求めることが教育上必要ですから、まず、個人情報利用の目的が正当に認められます。また、演習の参加学生は相互に氏名を知っているということ、学生特定的手段として氏名は最も標準的なものであること等に鑑みると、この氏名という個人情報をこのように用いることに問題はないといえます。これに対して、たとえば、携帯電話の番号も氏名と同じく学生を特定する個人情報ですが、それが転々流通した場合のリスクを考えると、オンライン授業で扱うべきではないといえます。

よって、オンライン授業で個人情報を扱う場合には、教育上の目的（必要性）に照らして、どのような個人情報をどのように扱うことが必要かを検討し、さらにその取扱いリスクを勘案して判断することになります。なお、本人の同意は法律上必須の要件ではありませんが、これが得られる場合には、得ておくことが推奨されます。

2 大学の授業で他人の著作物を利用するための方法

2.1 概要

大学の授業で他人の著作物を利用するためには、いくつかの方法があります。ここでは、(1) 著作権者の許諾、(2) 引用（著作権法 32 条）、(3) 学校その他の教育機関における複製等（著作権法 35 条）の 3 つの方法を紹介します。

詳細は、2.2.3 で説明しますが、現在利用が拡大しているオンライン授業との関係では、(3) についての 2018 年著作権法改正法が 2020 年 4 月 28 日に施行されることが重要です。これにより、他人の著作物を、著作権者の許諾なく、引用の範囲を超えて、無償で（2020 年度に限って無償の部分を含みます）、オンライン授業で利用することができる範囲が拡大されました。

2.2 具体的方法

2.2.1 著作権者の許諾

著作権者の許諾は、他人の著作物を利用するための、もっとも基本的な方法です。許諾が有償か無償かは、著作権者の判断によります。

もっとも実際には、著作権者を確定し、連絡をとること自体が困難である場合が多い、という問題があります。準備時間が限られており、また経費もあまりかけられない大学の授業（とりわけオンライン授業）の場合、直接の知り合いから許諾を得られる場合を除き、他の方法を利用することを検討してください。

2.2.2 引用

著作権法は、他人の著作物をその許諾なく無償で利用することができる場合として、「引用」を認めています。これは、通常の授業でも、オンライン授業でも、あるいは研究論文の執筆でも同様です。授業用の資料として、他人の著作物そのもの（例：論文自体）の複製を

配布して用いる場合には、「引用」ではなく、次の「学校その他の教育機関における複製等の例外」となりますが、自作の資料（いわゆる「レジュメ」）に、他人の著作物の一部を利用する場合（例：学説状況を説明するために、他人の論文や教科書の一部分を抜き書きすること）は、この「引用」にあたります。

この引用を適法に行うためには、次の要件を満たしてください。

(a) 公表された著作物であること

引用できるのは、公表された著作物に限ります。未公表のものは引用できません。

(b) 明瞭区分性

オリジナルの部分と引用部分が明瞭に区別されている必要があります。レジュメの中に他人の論文を引用する場合でいえば、「」で区切る、段下げするなどしてください。

(c) 主従関係

質・量の両面で、オリジナルの部分が「主」で、引用部分が「従」の関係にあることが必要です。コンテンツのほとんどが他人の著作物であるような場合には、引用とはいえません。

(d) 引用の目的上正当な範囲であること

たとえば、特定の論点についての学説を紹介するために、教科書の該当部分を引用することは正当な範囲ですが、教科書1冊全体を引用することは正当な範囲を越えます。

(e) 出典を明示すること

(f) 改変をしないこと等著作人格権を侵害しないこと

2.2.3 学校その他の教育機関における複製等の例外

この方法による他人の著作物利用については、2020年4月28日以降、大幅に拡大されます。インターネット上には、新旧の情報が混在しており、また、不正確な解説も多く見られますので、下記に十分注意してください。

2020年4月28日以降、著作権法35条1項に基づいて、他人の著作物をその著作権者の承諾なく利用できるのは、次の場合です。

2.2.3.1 複製

「学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製」することができます。ただし、「当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は」できません。

たとえば「授業において分析検討の対象とする新聞記事のコピーを作成し、履修者に配付すること」が、その新聞社の許諾なく可能です。また、次の「公衆送信」と組み合わせることにより、「授業において分析検討の対象とする新聞記事のデジタル・コピーを作成し、履修者に電子メールで配付すること」や「履修者にそのデジタル・コピーをサーバーからダウ

ンロードさせること」も、その新聞社の許諾なく可能です。

この複製を行うについては、いくつか注意点があります。

- (a) 複製をできるのは、「学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育」が行われる場合です。よって、大学教員が講演会などに招聘されて話をする場合は、本条の対象外です。また、大学キャンパス内で実施される「授業」でも、たとえば有償課外講座について本条のこの例外を使えるかについては、個別に判断をする必要があります。
- (b) 複製をできるのは、「教育を担当する者」及び「授業を受ける者」です。よって、教員が自らコピーを作成して教室で配付することも、学生に対して出典（論文の執筆者名、論文の題名、掲載雑誌名、その巻号頁など）を示して、学生にコピーを用意させることも可能です。
- (c) 複製をできるのは、「授業の過程における利用に供することを目的とする」場合です。授業（予習・復習を含みます）で取り扱う範囲を超えて、様々な資料を「あれも、これも」と複製して学生に配付することはできません。
- (d) 複製をできるのは、「その必要と認められる限度」においてです。ある論文の分析検討を行う授業においては、その論文全体のコピーも認められると考えられますが、一冊の図書全体をコピーすることは、通常、必要と認められる限度を超えると考えられます。
- (e) 複製をできるのは、「公表された著作物」です。公表前の著作物は、複製できません。他方で、著作物の種類に制限はありませんから、たとえば美学の授業において、分析検討を行う絵画の複製をすることも許されます。
- (f) 複製は、諸条件に照らして「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」には、これを行うことが許されません。たとえば、学生が授業の過程で利用することを想定して編集・出版されているワークブックやドリルを、授業担当教員が1冊だけ購入し、学生全員分複製して配付することは、著作権者の利益を不当に害します。

2.2.3.2 公衆送信

(1) 概要

「学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を」「公衆送信」することができます。ただし、「当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は」できません。

ここで公衆送信とは、「公衆によって直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信を行うこと」（ただし、同一構内への送信は、プログラムの著作物の送信を除き、公衆送信には該当しません）をいい、インターネットを利用したオンライン授業（リアルタイム型とオンデマンド型の双方を含みます）や、授業用教材の電子メールによる送信がその典型例です。

たとえば「リアルタイム型オンライン授業において、議論の対象とする新聞記事の切り抜きをカメラに写して、それについて解説を加えること」や「オンデマンド型オンライン授業のために、予め議論の対象とする新聞記事を電子メールで送信すること」等が、その新聞社の許諾なく可能です。

(2) 2020年4月27日までの状況

従来、こうしたオンライン授業での他人の著作物の無許諾利用には厳しい制限がありました。とりわけ、

○送信側と受信側の双方で授業が行われていること（＝教員のいる場所に授業に参加する学生が必要）

○別の場所にいる学生が同時に授業を受けること（＝リアルタイム型オンライン授業に限る）

の2つの要件のため、たとえば、「実際のオンライン授業で新聞記事の切り抜きを示して、利用することができる」のは、ほぼ「教室Aで面前の学生に対して教員が行う授業を、別の教室Bで学生にリアルタイムに視聴させる」場合に限られていました。

(3) 2020年4月28日以降の状況

しかし、2020年4月28日以降は、この2つの要件が撤廃されました。その結果、次のようなことが、著作権者の許諾なく可能となっています。なお、これらは例示ですので、他の無許諾利用の可能性を否定するものではありません。

(a) オンライン授業の配信コンテンツ（動画・音声）に他人の著作物を含めること

この際、教員の面前に学生がいる必要はない

この際、リアルタイム型かオンデマンド型かは問わない

(b) 授業（通常の対面授業、リアルタイム型オンライン授業、オンデマンド型オンライン授業のいずれかを問わない。）の予習・復習用教材である他人の著作物を、電子メールで受講生に送信すること

(c) 授業（上に同じ。）の予習・復習用教材である他人の著作物を、サーバーに保存し、学生にアクセスさせること

(d) 授業（上に同じ。）で用いる資料である他人の著作物を電子メールで送信すること

(e) 授業（上に同じ。）で用いる資料である他人の著作物をサーバーに保存し、受講生にアクセスさせること

ただし、上で述べた「複製」についての注意点は、そのまま「公衆送信」にも当てはまりますので、全く無制限に他人の著作物を公衆送信できる訳ではないことに十分留意してください。

なお、「複製」について(b)で述べた点は、公衆送信の場合には、教員だけではなく、授業に参加する学生も公衆送信ができるということになります。具体的には、オンライン授業での演習（ゼミ）において、学生がプレゼンテーションを行う場合に、学生が新聞記事の切り

抜きを示し、それを教員や他の受講生にオンライン送信することも許されます。

2.2.3.3 公の伝達

「学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において」「公表された著作物であって公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達すること」ができます。ただし、「当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は」できません。

具体的には、インターネット上新聞社のウェブサイトにある新聞記事（これが「公表された著作物であって公衆送信されるもの」）をパソコン（これが「受信装置」）の画面に表示したものを、直接にオンライン授業のコンテンツとする（これが「公に伝送すること」）ことが、その新聞社の許諾なく可能です。

2020年4月28日前においては、新聞記事の切り抜きをカメラで撮影する方法や、新聞記事データを一度PCに保存してそれを表示する方法は、著作権者の許諾なく可能でしたが、上のようにウェブサイトを直接コンテンツとするには、著作権者の許諾が必要でした。今後、その方法についても、著作権者の許諾は必要なくなりました。

ただし、上で述べた「複製」についての注意点は、そのまま「公の伝送」にも当てはまりますので、全く無制限に他人の著作物を公に伝送できる訳ではないことに十分留意してください。

なお、「複製」について(b)で述べた点は、「公の伝送」の場合には、教員だけではなく、授業に参加する学生もこれができるということになります。具体的には、オンライン授業での演習（ゼミ）において、学生がプレゼンテーションを行う場合に、学生がパソコンを操作して、新聞社のウェブサイトにアクセスし、その画面をオンライン送信することも許されません。

2.2.3.4 補償金制度

2018年著作権法改正法35条2項及び3項は、同条1項に基づき他人の著作物を公衆送信する時には、改正前の著作権法でも認められていた複製と公衆送信の場合を除き、補償金の支払いを要するとしています。

なお、この補償金の一括受取先である「授業目的公衆送信補償金等管理協会」(SARTRAS)は、2020年度については、特例的にこの補償金の額を「無償」とするとしています。ただし、著作物の利用実績を把握するためにサンプル調査が行われることになっており、本学がその対象となる可能性もありますので、他人の著作物を授業に利用した教員は、その記録を残して置くようお願いいたします。

以上